

総務局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	例規執務サポートシステム 使用許諾	01 情報処理	株式会社ぎょうせい	1,584,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G31	-
2	Westlaw Japan法律総合オン ラインサービスの利用	01 情報処理	ウエストロー・ジャパン株式 会社	1,457,280	令和3年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G31	-
3	行政判例集成行政法総則編 ほか14点(概算契約)の買入	51 図書	株式会社ぎょうせい	3,403,763	令和3年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-

1

## 随意契約理由書

1 案件名称

例規執務サポートシステム使用許諾

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

行政課においては、例規執務サポートシステム（以下「本件システム」という。）を利用して、本市の条例、規則等を検索することにより、リスク審査事務、訴訟事務、例規審査事務、行政不服審査事務等の法務事務に活用しており、事務の効率化を図っている。また、本件システムを簡略化したインターネット版を本市ホームページに掲載することにより、市民の閲覧に供するとともに、職員が事務の参考にできるようにしている。

本件システムを上記審査業務等に活用するためには、その前提として、一字一句まで正確な規程で構成されたデータベースでなければならないため、本業務の契約相手方は、過去から蓄積してきた本市の規程の台本やデータを保有していること及び法令集の編集について高度の実績を有することが必須条件となる。

その点で「株式会社ぎょうせい」は、法令集の編集について高度の実績を有するとともに、昭和24年9月（昭和36年4月改版）台本作成以来、本市例規集の追録発行・加除業務を行っており、本市の規程の台本やデータを保有している唯一の業者である。

よって、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部行政課法務グループ（電話番号 06-6208-7435）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

Westlaw Japan 法律総合オンラインサービスの利用

## 2 契約の相手方

ウエストロー・ジャパン株式会社

## 3 随意契約理由

行政課では、リスク審査事務、訴訟事務、例規審査事務、行政不服審査事務等の法務事務の効率化のため、インターネット上の判例データベースを利用することとしている。

「ウエストロー・ジャパン株式会社」が提供する「Westlaw Japan」は、裁判所ウェブサイトや主要判例誌に掲載された判例のほか、独自に取材も行うことで、戦前の判例を含む 30 万件以上（2021 年 2 月 28 日現在）の判例を網羅的に収録しており、当該収録数は日本の判例データベースの中でも最大級のものとなっている。

また、「Westlaw Japan」は、毎日データベースの更新がなされており、判決が出てから 3 日後には当該判例がデータベース上にアップされる仕様のため、常にタイムリーな情報を受け取ることができる。

さらに、判例検索に加え、法令、審決、文献情報、ニュース記事の検索・閲覧も可能であり、それらを一括して検索できるシステムや、裁判官情報の収録、検索した判例と当該判例に関係する法令や判例タイムズの記事との相互参照機能をも有している。

以上のように、「ウエストロー・ジャパン株式会社」が提供する「Westlaw Japan」は他社の判例検索システムでは代替出来ない機能を有するものであり、行政課において使用するのに最もふさわしい判例データベースであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する（大阪市随意契約ガイドライン P15「G31」参照）。

よって、本件契約は、ウエストロー・ジャパン株式会社との特名随意契約とする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

総務局行政部行政課法務グループ（電話番号 06-6208-7435）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

行政判例集成行政法総則編ほか 14 点（概算契約）の買入

## 2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

## 3 随意契約理由

行政判例集成行政法総則編ほか 14 点は、行政課において、リスク審査事務、訴訟事務、例規審査事務、行政不服審査事務等の法務事務の遂行に必要な参考書籍である。

これらの書籍は、判例の解説や傾向、法改正の動向など法務事務を遂行する上で重要なものであり、特殊な書籍であるため、一般書店では通常取扱いがないものである。行政課の事務を円滑に進めるうえでは、法律関係の情報や知識を遅滞なく入手することは不可欠であり、できるだけ当該書籍を安定的にかつ迅速に入手することが望ましいと考える。

したがって、契約相手方である株式会社ぎょうせいが出版元であり、他者が販売していない書籍であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する（大阪市随意契約ガイドライン P15 「G8」参照）。

さらに、今回契約する物品は、加除式書籍の追録の購入であり、膨大な量の差し替えを要するところ、出版元の株式会社ぎょうせいより直接購入すれば、差し替えを無料で行うことができる。

以上の点を考慮し、行政判例集成行政法総則編ほか 14 点の購入は、株式会社ぎょうせいとの特名随意契約とする

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

総務局行政部行政課法務グループ（電話番号 06-6208-7435）